

平成31年4月3日

お客様各位

渡島信用金庫

改元及び10連休に係る対応等について

平素は、渡島信用金庫をご利用頂き誠にありがとうございます。

改元・10連休（4月27日（土）～5月6日（月））に関する対応等について、下記の通りご案内申し上げます。

お客様にはご不便やお手数をお掛け致しますが、ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

記

Q1. 10連休中は、窓口営業は行っていますか。

A1. 4月27日（土）～5月6日（月）の10連休は、当金庫本支店はお休みさせていただきます。

なお、4月26日（金）及び5月7日（火）は、取引が集中し、窓口でのお手続きに時間がかかる可能性がありますので、ご理解の上で、余裕をもってご来店くださいますようお願い申し上げます。

Q2. 10連休中にATMは利用できますか。

A2. 当金庫の10連休中のATMの稼働状況は、当金庫ホームページ上に掲載しておりますので、ご覧ください。

なお、10連休中も提携しているコンビニATM等は、通常どおり利用可能となっております。

Q3. インターネットバンキングやWEB-FBは10連休中も利用可能ですか。

A3. 10連休中もインターネットバンキングやWEB-FBは原則利用可能です。

Q4. 「平成」の印刷されている伝票や帳票はどのようにすればいいか。

A4. 「平成」の印字されている伝票や帳票も原則、そのまま利用いただけます。また、「平成」が印字されている伝票や帳票を「令和」へ訂正印なしで訂正して利用することも可能です。なお、「平成」を訂正して利用される場合は、「令和元年」又は「令和1年」での記載でも問題ありません。

※ 一部の事務手続きにおいては、法令等の規定等により、訂正時に訂正印の押印や旧元号の訂正をお願いする場合があります。

【 記入例① 】

「平成」のまま伝票等を利用する場合：平成 31 年 5 月 31 日

【 記入例② 】

令和

「平成」を訂正して伝票等を利用する場合：平成元年 5 月 31 日

※ 「令和」へ訂正する場合等は、元年又は 1 年と記入ください。

Q5. 旧元号で印字又は記入している手形・小切手は改元後も利用可能ですか。

A5. 改元後においても、振出日や支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手は訂正印不要でそのまま利用できます。なお、「令和」へ訂正される場合は、前記の Q4・A4 に準拠してのご対応をお願いします。

Q6. 新元号での手形・小切手は、いつから依頼可能ですか。

A6. 新元号での手形・小切手については、印刷などに時間を要しますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、新元号での印刷が可能となるまでは、旧元号での印刷となります。

Q7. 10 連休中の公共料金等の口座引落は、いつ行われますか。

A7. 4 月 27 日～5 月 6 日の引落日の口座引落については、原則、5 月 7 日に一括して口座から引落となります。なお、引落日や引落金額を事前にご確認頂き、口座への早めのご入金をお願い致します。

Q8. 10 連休中にキャッシュカードを紛失した場合はどこへ連絡すればいいですか。

A8. 10 連休中にキャッシュカード等を紛失した場合などは、下記までご連絡ください。

【 連絡先 】

しんきんサービスセンター 011-272-0666 (24 時間受付)

Q9. 10 連休中に満期となる定期預金の取扱いはどうなりますか。

A9. 4 月 27 日～5 月 6 日が満期日となる定期預金につきましては、5 月 7 日以降に書替又はご解約のお手続きが必要となります。なお、自動継続の定期預金のお客様は、定期預金の継続に関する手続きは不要です。

以 上